

長野県教育委員会では、

学校における働き方改革

を推進しています

【中学校女性教諭 A先生の一日】

6:00	起床 朝食
7:00	出勤 授業準備
8:15	朝の会 授業など
12:35	給食指導 生徒対応
13:35	授業 集会活動など
15:35	清掃指導 帰りの会
16:30	部活動指導
18:30	家庭連絡 学級事務 校務 授業準備など
21:00	帰宅 夕食 持帰り仕事
24:00	就寝



朝から、授業と生徒への対応で、昼休みもほとんどとれません。
生徒の下校後は、担当している校務、学級事務などで、
翌日の授業準備が十分にできない状態です。

子どもたちのための働き方改革です

子どもたちが充実した学校生活を送るために、教職員が
授業づくりや自己を高める研修に打ち込める環境を整えます。



部活動の運用について

活動基準に沿った運用をします

全ての学校が「スポーツ活動指針」の基準で活動します

- ◆ 平日に1日、土日に1日の休養日設定
- ◆ 朝の部活動は行わない
- ◆ 平日の総活動時間は2時間程度
- ◆ 休日の練習は、午前、午後にとわらない



部活動指導員を配置します

学校職員として、部活動の顧問
を担当します。
実技指導の他、大会・練習試合
等の引率、保護者等への連絡、
事故発生時の現場対応などを職
務として行います。



時間外の対応等について



以下のことについて、全県で一斉に
取り組む方向で、検討を始めています。

【実施に向けて調整、研究を始めること】

- ◆ 時間外の一定時刻以降の電話には、留守番電話等で対応

【実施に向けて直ちに検討すること】

- ◆ 長期休業期間においては、一定期間の学校閉庁日を設定
- ◆ 月2回以上の「教職員定時退勤日」を、すべての学校で設定

学校の多忙化を解消し、授業を充実させるために、
「学校における働き方改革推進のための基本方針」
を策定し、市町村教育委員会連絡協議会、県PTA
連合会と共同メッセージを発表しました。
詳しくは裏面をご覧ください。

子どもたちが下校した後に、校
務、学級事務、授業の準備など
をするために残業をしている状
況です。
ご理解、ご協力をお願いします。



部活動の運用、時間外の対応等について、ご意見を伺いながら進めてまいります

学校における働き方改革推進のための基本方針【概要】

長野県教育委員会

【目標】

すべての公立小中学校、すべての授業で、質の高い授業を実現するために、学校と教員が担うべき業務を明確にし、分業化、協業化、効率化を進め、長時間勤務という働き方を改善します。

	直ちに取り組むこと	中期的な取組（3～5年）
(1) 業務の削減、業務の分業化、協業化	①会議の精選と効率化を推進し、出張件数を削減 ②各種調査の精選と簡素化を推進し、事務処理の時間を削減 ③専門スタッフ（部活動指導員、スクールサポートスタッフなど）を活用した分業化体制の構築 ④信州型コミュニケーションの仕組みを活用した協業化体制の構築	⑤給食費などの学校徴収金会計業務の負担軽減の取組を支援 ⑥総合型地域スポーツクラブの設立や部活動の学校合同チームによる練習環境の整備、地域の指導者育成など、地域の取組を支援
(2) 業務の効率化、合理化	⑦統合型校務支援システムの標準的な仕様の検討	⑧全県で共通した仕様の統合型校務支援システムの導入 ⑨ICTの活用による教員の事務的な業務の効率化と合理化を検証結果に基づいて推進
(3) 勤務時間を意識した働き方	⑩ICTやタイムカードなどを用いて、年間を通して、全教員の勤務時間を適正に把握 ⑪「勤務時間の割振り」の着実な運用 ⑫「長野県中学生期のスポーツ活動指針」の活動基準に沿った運用の徹底 ※平日に1日、土日に1日の休業日設定 朝の部活動は行わない、平日の総活動時間は2時間程度 休日の練習は、午前、午後にわたらない	⑬教員が教材等を開発、共有できるシステムを構築し、勤務時間が縮減しても質の高い授業が行える環境を整備 ⑭指導主事が各学校の日々の授業づくりを支援
(4) 学校の業務改善への支援	⑮主幹指導主事が各学校の実態に応じて業務改善を支援 ※教員の時間外勤務時間が年間を通して1ヵ月45時間以下、年間でも忙しい時期であっても1ヵ月80時間以下に	⑯学校の多忙化の要因となる業務を引き続き分析するとともに、国の定数改善などの動向を注視しつつ、人的支援等に取り組む
(5) 全県で一斉に取り組むこと	⑰時間外の一定時刻以降の電話には、留守番電話等で対応 ⑱長期休業期間においては、一定期間の学校閉庁日を設定 ⑲長期休業期間中の働き方については、テレワークによる勤務などを研究し、実施 ⑳月2回以上の「教職員定時退勤日」を、すべての学校で設定し、実施	

平成29年11月15日策定

公立小中学校における働き方改革のための共同メッセージ

長野県教育委員会は、長時間勤務となっている教員の働き方を改善し、子どもたちにとって、最も大切である授業の質を高め充実させるために、「学校における働き方改革推進のための基本方針」を策定しました。

市町村教育委員会では、県教育委員会の基本方針を踏まえ、教員が授業づくりや子どもたちの指導に専念できる環境を整えるための方針を定め、各学校がその実態に応じた業務改善に組織的に取り組むことができるように連携体制を構築します。

県PTA連合会では、家庭と学校と地域が果たす役割を再確認するとともに、保護者と教職員が学び合い、しつかりとスクラムを組み、厚い信頼関係を基盤として、地域ぐるみで子どもを育てるために、学校における働き方改革を応援します。

基本方針において、全県で一斉に取り組むこととしている時間外の留守番電話での対応や、長期休業中の閉庁、また、部活動の活動基準の徹底や教員以外の方が顧問となる部活動の実施等、いずれも保護者や県民の皆様のご理解とご協力がなくては進めることができません。

県教育委員会、市町村教育委員会、県PTA連合会は、学校における働き方改革は喫緊の課題と認識し、三者で連携して、保護者や県民の皆様のご理解を得ながら取組を進めてまいります。

平成29年11月20日

長野県教育委員会
長野県市町村教育委員会連絡協議会
長野県PTA連合会